

福島市上下水道局制限付一般競争入札（建設工事・業務委託）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福島市上下水道局（上水道事業）が発注する工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）及び業務委託の請負（以下「業務委託」という。）の制限付一般競争入札実施について、福島市水道事業会計規程（平成31年水管規程第5号。以下「会計規程」という。）及び競争入札心得、その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 制限付一般競争入札に付することができるのは、次の各号に掲げる工事等とする。ただし、災害等により緊急に発注する必要がある場合又は特殊な工事等の発注において入札参加者が限定される場合等、若しくは他事業体との共同施工等により工期等調整を必要とする場合を除く。

- (1) 設計額の消費税及び地方消費税（以下「税」という。）込み額が2,500万円以上の工事等
- (2) 前記を除く工事等にあっては、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に定めたもの
- (3) 試行として対象基準額を引き下げ実施する工事等

2 制限付一般競争入札に付することができるのは、以下の各号に掲げる業務委託とする。ただし、災害等により緊急に発注する必要がある場合又は特殊な業務の発注において入札参加者が限定される場合、管理者が特に定める場合等を除く。

- (1) 設計額の税込み額が1,000万円以上の業務委託
- (2) 前項を除く業務委託にあっては、管理者が特に定めたもの
- (3) 試行として対象金額を引き下げて実施する業務委託

（入札参加形態）

第3条 管理者は、前条の規定により対象工事等又は業務委託を選定したときは、業者が当該工事等又は業務委託に係る入札に参加する形態（以下「入札参加形態」という。）を定めるものとする。

2 前項の入札参加形態は、次の各号に掲げるいずれかとする。

- (1) I型：単体企業
- (2) II型：共同企業体
- (3) III型：単体及び共同企業体の混合

3 前条第1項に定める工事等における入札参加形態は単体企業とする。ただし、設計額の税込み額が概ね1億円以上の工事等で比較的規模が大きくかつ技術的難度等により、管理者が共同企業体の参加が適当と認めた工事等及び特殊な工事等で設計金額に係わらず管理者が特に認めた工事等の入札参加形態については、共同企業体又は単体及び共同企業体の混合とする。

4 前条第2項に定める業務委託における入札参加形態は単体企業とする。ただし、管理者が特に定めた業務委託の入札参加形態については、共同企業体又は単体及び共同企業体の混合とする。

(共同企業体の結成)

第4条 共同企業体の結成方法については、福島市上下水道局共同企業体取扱要綱の規定に基づき、個別に公告により明らかにする。

(入札参加資格)

第5条 会計規程第152条第4項に定める「一般競争入札に参加する者に必要な資格」（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会計規程第152条第1項に定める資格として、福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱（以下「審査要綱」という。）による競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 福島市上下水道局競争入札参加停止等取扱要綱（以下「入札参加停止等取扱要綱」という。）に基づく競争入札参加停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 入札参加形態が共同企業体を含む場合、次の各号に掲げる共同企業体の資格要件を満たすこと。
 - ア 代表構成員とその他構成員の資格
 - イ 構成員の数
 - ウ 代表構成員とその他の構成員の出資割合
- 2 工事等の入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から、必要に応じて定めるものとする。
- (1) 審査要綱第5条に定める工事種別及び同要綱同条に定める総合数値又は等級区分に関すること。
 - (2) 当該入札に参加する者の事業所の所在地に関すること。
 - (3) 当該工事等と同種又は類似工事等の施工実績に関すること。
 - (4) 当該工事等に配置を予定する技術者の資格に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 3 業務委託の入札参加資格については、第1項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めるものとする。
- (1) 審査要綱に定める業務委託種別に関すること。
 - (2) 当該入札に参加する者の事業所の所在地に関すること。
 - (3) 当該業務と同種又は類似業務の施工実績に関すること。
 - (4) 当該業務に配置を予定する技術者の資格に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。

(入札参加資格要件の決定)

第6条 前条に規定する資格に係る要件は、審査委員会の議を経て、管理者が決定する。

(入札の公告等)

第7条 制限付一般競争入札の実施にあたっては、会計規程第152条に基づき、福島市公告式条例（昭和25年条例第25号）別表の掲示場において掲示の方法により公告するとともに、その内容を福島市上下水道局ホームページに掲載し、その写しを水道総務課において閲覧に供する。

2 会計規程第152条の規定のほか、次に掲げる事項も併せて公告を行うものとする。

- (1) 予定価格の事前・事後公表又は非公表の旨
- (2) 最低制限価格の有無
- (3) 低入札価格調査に係る調査基準価格の有無及び失格判断基準価格の有無
- (4) 入札参加形態
- (5) 共同企業体を結成する場合の各構成員に必要な資格要件
- (6) 入札参加資格申請の提出方法及び参加資格の決定について
- (7) 設計図書等の閲覧・貸与等の方法及び期間（設計図書閲覧及び貸出申込票：様式1）
- (8) 質問書（様式2）の提出方法及び質問受付期限
- (9) 質問に対する回答の方法
- (10) 入札方法
- (11) 支払い条件に関する事項
- (12) その他必要な事項

(制限付一般競争入札に係る競争入札参加資格確認申請書及び技術資料の提出及び受付)

第8条 制限付一般競争入札の入札参加希望者は競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）様式3及び特定建設工事共同企業体（以下「特定JV等」という。）に係る特定共同企業体協定書の写し（入札参加形態が共同企業体を含む場合）、及び施工実績等の資料（以下「技術資料」という。）、又はそれに準じて作成した資料を公告した期限まで水道総務課に提出しなければならない。

- 2 申請書及び技術資料は、入札参加希望者が公告に示す方法で水道総務課に提出しなければならない。
- 3 提出期限までに申請書及び技術資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該制限付一般競争入札に参加することができない。
- 4 提出された申請書及び技術資料等は次に定めるところにより取り扱うものとする。
 - (1) 提出後の差し替え及び再提出は原則として認めない。
 - (2) 申請書及び技術資料等の作成に係る費用は入札参加希望者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書及び技術資料等は返却及び公表を行わない。また、他の用途には使用しない。
 - (4) その他必要がある場合は管理者が定める。

(技術資料の内容)

第9条 技術資料の内容は、次の各号に掲げる事項とする。なお、具体的な内容は、公告において明らかにする。

(1) 施工実績又は施行実績

同種工事の施工実績（様式4）

(2) 配置予定の技術者

配置予定技術者の資格、経歴、同種工事等の経験等（配置予定技術者の資格・工事経歴：様式5）

(3) 入札日において有効期限内である総合評定値通知書の写し（共同企業体にあっては代表構成員及びその他の構成員）

(入札参加資格の確認)

第10条 入札参加資格の有無については、審査委員会の議を経て、管理者が確認を行う。

2 入札参加資格の確認の結果は、競争入札参加資格確認通知書（様式6）により、原則として申請書及び技術資料の提出期限日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に通知する。ただし、共同企業体の場合は代表者へのみ通知する。

3 入札参加資格がないと認めた者に対してはその理由を付すとともに、入札参加資格がないと認めた理由について所定の期限内に説明を求めることができる旨を通知する。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第11条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第2項に定める通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に、管理者に対して入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができるものとし、書面の提出は、水道総務課へ持参するものとする。

2 前項の説明を求められたときは、原則として、前項の入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して4日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第2項の通知を取り消し、改めて入札参加資格のある旨の通知を行う。

4 前項の手続きは、審査委員会の議を経て、管理者が行う。

5 本条第3項の回答書の内容に不服がある場合には、再苦情の申立てをすることができる。

(設計図書等の閲覧及び貸与等)

第12条 制限付一般競争入札の入札参加希望者は当該入札の設計図書等を、公告に示す方法で閲覧及び貸出又は交付（以下「閲覧等」という。）を受けなければならない。

2 設計図書等に対する質問は、質問書（様式6）により作成し公告に示す方法により水道総務課へ提出するものとする。

(現場説明会)

第13条 原則として現場説明会は行わないものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合にはこの限りではない。

(入札の執行)

第14条 入札は、第11条第3項及び第4項の手続きが終了していることを確認の上、執行する。

2 入札の執行に際し、入札参加資格があることを確認した旨の競争入札参加確認通知書（様式4）の写しを入札参加者に提出又は提示させるものとする。

3 入札及び開札は、公開とする。

(入札の無効等)

第15条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 競争入札心得や設計図書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、確認の後、福島市上下水道局入札参加停止等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けた者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

2 次の各号に該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格制度を採用した入札で、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 低入札価格調査制度を採用した入札で、入札金額が失格判断基準価格を下回る入札
- (3) 低入札価格調査の結果、契約の内容に適した履行がされないと判断された者の入札
- (4) 事前に予定価格が公表された入札において、その金額を上回る入札

(入札の中止等)

第16条 競争性の確保が困難と判断される場合は入札を中止するものとする。

2 不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断される場合は入札を中止または延期するものとする。

(入札及び契約の過程に係る苦情申立て)

第17条 第11条第1項の説明及び同条第5項の申立てに係る具体的な手続き及び本要綱に定めのない事項については、福島市上下水道局入札及び契約の過程に係る苦情申立てに関する要領及び福島市上下水道局入札監視等委員会運営要領の規定によるものとする。

(郵便による入札)

第18条 この要綱に定めるもののほか、郵便方式による入札の実施に関し必要な事項は、福島市上下水道局郵便方式入札試行要綱に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
制限付一般競争入札実施要綱（平成 13 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。
公募型指名競争入札実施要綱（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
2 業務委託に関する事項については、当面の間試行とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。